

福島県動物愛護管理推進計画（改定案）に対するパブリックコメント

ページ	疑問・意見・修正案等	県の考え方
<p>P6 7 現状と課題を踏まえた施策等の方向 (4)災害発生時の救護対策</p>	<p>帰還困難区域には愛護動物である猫（飼い主のいる猫も飼い主のいない猫も）が多数取り残されています。それ以外の区域でも実質的に立ち入りが難しい区域があり、本来給餌給水されるべき猫たちの命が消えようとしています。現在、これらの区域で活動している団体や個人などと協力して、早急にこれらの猫たちの救出に取り組んでください。</p>	<p>これまでの一斉保護の結果から、現在帰還困難区域内の猫はほとんどが震災後に生まれたものであることがわかっています。また、住民からの猫の保護依頼や不妊去勢措置について要望はありません。従って、原案のとおりとします。</p>
	<p>帰還困難区域や実質的に立ち入りが難しい地域で猫の救出や不妊措置に取り組んでいる団体や個人は公益性の高い活動をしているので、公的に立ち入りを許可し活動のバックアップをお願いします。</p>	
	<p>救護マニュアルに「飼い主のわからない猫」という項目を設けてどのように対応するのかを明記して下さい。その中で、特に立ち入り困難な区域に残っている猫への対応ですが、飼い主が自ら対応できない場合、民間団体などが「公益立ち入り」としてこの区域で救護できるようなシステムを書き加えてください。そのためにはこのような活動をした、あるいはしている団体や個人の情報を収集し、活用するようにしてください。</p>	
	<p>災害が起きて、飼い主がわからなくなっている猫の TNR や不妊去勢に尽力している団体を公益の意味から援助し協力することを付け加える。</p>	
	<p>福島県緊急災害時動物救援本部は緊急災害時動物救援本部が所有する寄</p>	

	<p>付金を得て、実際に現在被災地で活動している団体に収容動物の保護の協力を仰いでください。シェルター保護をはじめ里親譲渡までのキメの細かい活動をこれらの団体に依頼し1頭でも多くの動物を助けてください。</p>	<p>の義援金に関する要望については、救援本部にお願いします。</p>
<p>本部は国内外から寄せられた義捐金を投資に使うなど、福島県として厳しく本部の今回の震災における対応を評価し直すべきです。</p>		
<p>緊急災害時動物救援本部に残っている寄附金をまとめて県として請求し、有効に使ってください。</p>		
<p>被災動物については今からでも遅くないので、福島県緊急災害時動物救援本部は緊急災害時動物救援本部が所有する寄付金を得て、避難者に寄り添う施策を行うことで動物の福祉を守るべきです。</p>		
<p>災害時には迅速に民間団体を活用することを付け加えること。</p>	<p>必要に応じ、関係団体と連携しながら救護活動を実施します。</p>	
<p>2011年以降、黙々と動物保護を行ってきた人たちや団体とのネットワークを構築して盛り込んでほしい。すぐに動いてくれる人たちの名簿を作り、活用してください。</p>		
<p>やっと同じ避難が認められたとはいえ、まだまだ県民の認識は薄い。各避難所にペット受付簿をおいてはどうか。近くの動物病院やペット用品の販売店の連絡先や地図があると便利。犬猫以外のペットについてはマニュアルはあるのか。獣医師やペットショップと協力して救護本部に入れないペットの対策を飼い主に認知してほしい。</p>	<p>県が定めた「災害発生時の動物（ペット）の救護対策マニュアル」は主に犬猫を対象としていますが、犬猫以外のペット（ウサギ等）についても可能な範囲で餌等の物資の支援を実施します。また、しつけ方教室等を通じて、飼い主に、災害時の備え等について周知し</p>	

		ていきます。
P7 8 具体的施策の展開 (1) ②飼い犬等のしつけ 方教室の実施	この時代ペットも長生きで高齢化して きたので、しつけ方教室と共に介護 教室も検討してほしい。	受講希望者の要望を踏まえ て、検討していきます。
P8 ⑤ 県民意見の反映	「県民意見を積極的に傾聴し施策に 反映します」とすべき。	現状として、多くのご意見 を頂いているので、原案の とおりとします。
P8～10 (2) 動物の適正飼養 の推進	福島県の今後の動物愛護施策の展開 において、多頭飼育の実態を把握する 制度を設けること、さらに多頭飼育者 への精神的ケアのために精神保健関 連部署と連携を図ることを記載すべ きです。ただし、所有者のいない猫を 減らす活動である地域猫活動（TNR 活 動含む）については、多頭飼育届出制 の趣旨・目的からは外れるものとし、 除外することを同時に求めます。	県内における多頭飼育の実 態については、住民からの 情報提供により把握できて いることから、届出制度を 設けないこととしておりま す。
	地域猫活動（TNR 活動含む）の推進・ 支援体制を構築し、不妊去勢手術の助 成等、具体的な支援を検討していくべ きです。	金銭的な支援は困難です が、猫の屋内飼養、繁殖制 限措置について啓発してい きます。
	保健所に収容された動物たちの殺処 分を無くす為、まず入口を狭くするた め、無責任な飼い主への説得の強化を 要望します。殺処分の現場を見せるこ とで自分の無責任さを痛感してもら い、何とか収容されることのないよう にしてもらいたいです。茨城県では殺 処分現場のビデオを見てもらうそう です。	安易な引取りは行わず、引 取りを求める飼い主への説 諭を実施しております。
P10 ④狂犬病予防法に基 づく犬の登録及び狂 犬病予防注射	犬の登録の推進等を行うにあたって、 実験動物飼養施設及び多頭飼育者に 対して重点的に普及啓発すべきです。	実験動物飼養施設及び多頭 飼育者を含め、無登録犬の 一掃に努めます。

P11 (3) 譲渡事業及び飼 い主探し支援事業の 実施	福島県内の動物収容施設について、動物福祉に配慮した収容施設を目指すことを明記し、収容中死亡数を減らしていく取組を行うべきです。	可能な限り、動物福祉に配慮した施設とするよう努めます。
	麻酔薬投与等による苦痛のない致死処分を検討すべきです。	炭酸ガス処分は環境省が定めた安楽死処分の一つですが、今後、本県の対応については研究してまいります。
	殺処分方法を二酸化炭素での窒息死ではなく麻酔による安楽死へ変えて下さい。	
	収容期間を延長すべきです。	譲渡事業を推進し、可能な限り生存の機会を与えます。
	出口を広くするため、譲渡率を上げるため、毎月決められた日（第〇日曜日など）に、譲渡会を開催するのはどうでしょうか。収容されたすべての動物に生きるチャンスを与えて下さい。	
P11～12 (4) 人材育成の充実 (5) 連携と協働の推進	学校飼育動物を用いたふれあい体験学習を実施しているようですが、一般に学校で飼育されているウサギやモルモット等の小動物を利用したふれあい活動については、その種に対する正しい理解や配慮が欠けてしまうおそれがあること、本来夜行性である動物の睡眠や休息・行動の発現を奪うこと等の問題があり、動物愛護教育になりえないためやめていくべきです。	動物とのふれあい等を通じ、動物の習性や正しい接し方を教えることを目的としており、動物のストレスとならないよう配慮しながら実施しております。
P12 (5) 連携と協働の推進	県内全ての市町村に動物愛護推進委員の設置を希望（懇談会とは別）。委員がいない所は市町村職員が兼ねても良いと思う。災害動物ボランティアの要員の登録も今後は必要かと思われる。	福島県動物愛護ボランティア会等と連携しながら、動物愛護の普及啓発及び災害時の活動を実施します。
P12～14 ① 視指導の実施 ア動物取扱業 イ動物の展示を行う 施設	第一種動物取扱業者に対して、定期的な立入調査を行うべきです。また、動物取扱業の適正化のために、必要に応じて事前連絡なしの立入調査や、第一種動物取扱業者において動物虐待が	各施設年1回以上を目標として監視指導を実施しております。また、動物虐待事例については、必要に応じ、警察と連携しながら適正飼

	<p>疑われる事案については、立入調査の際に警察官と同行するといった臨機応変な対応を取っていくことを明記すべきです。</p> <p>展示業の中でも、移動販売・展示業者に対する立入調査の強化を追記すべきです。</p>	<p>養の指導を実施します。</p> <p>移動販売・展示業者については、施設を設置する都度登録が必要であり、登録時の立入調査を実施しており、今後も引き続き、厳格に立入調査を実施します。</p>
P13	<p>2 (2) 「幼齢な犬、ねこ猫等」 →「幼齢な犬、猫等」に訂正すべきでは？</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
P14 ウ特定動物飼養施設	<p>人と動物双方の安全を確保するため、特定動物飼養施設への定期的な立入調査を行うこと、個体識別率の向上と、逸走した時のために市町村と特定動物飼養施設等の情報共有を図ることを明記すべきです。</p>	<p>各施設年1回以上を目標として監視指導を実施しております。</p>
P15 (7) 実験動物の適正な取扱いの推進	<p>「周知」を「周知徹底」とすべき。</p>	<p>実験動物の飼養施設の届出制度等はなく、全ての施設を把握して周知することは困難ですが、様々な機会をとらえ、情報の入手に努め、的確に周知を行ってまいります。</p>
P15 (7) 実験動物の適正な取扱いの推進	<p>実験動物の適正な取扱いにあたって、実験動物飼養施設への定期的な立入調査を行うべきです。</p>	<p>実験動物の飼養保管等基準に基づき対応します。</p>
P15 (8) 産業動物の適正な取扱いの推進	<p>飼養保管基準の周知をはじめ、動物愛護担当部署において関係部局とデータの共有等の連携を図り、現在の産業動物の飼養環境の実態を把握すること、農林水産省「アニマルウェルフェア指針」の周知や、その効果について</p>	<p>産業動物については、担当部署において、適正飼養の指導をしておりますので、原案のとおりとします。</p>

	のモニタリング調査の実施について記載すべきです。	
P16 (9) 災害発生時の動物救護の推進	<p>災害対策の対象に、実験動物や産業動物を含めることを明記すべきです。</p> <p>災害対策を考え、実験動物飼養施設の実態把握のための定期的な立入調査を行うべきです。</p> <p>産業動物においては、災害対策のために関連部署と情報の共有をすべきです。</p> <p>特定動物について災害対策のための飼養施設の定期的な保守点検や、災害対応マニュアルの作成に加えて、市町村との特定動物飼養施設等の情報共有を行っていくべきです。</p>	<p>県が定めた「災害発生時の動物（ペット）の救護対策マニュアル」に基づき対応します。原案のとおりとします。</p> <p>特定動物飼養施設については、警察と情報共有しております。原案のとおりとします。</p>
P18 10 体制の整備 (2) 関係機関・団体との連携体制の構築	警察関係機関との連携についても追記すべきです。	御意見のとおり修正します。
その他	<p>グローバルな視点、つまり、国際的な動物愛護の観点から今後の福島県の動物愛護行政を考えるべきだろう。例えば、動物愛護週間事業にもっと国際色豊かなイベントにする様々な取り組みをすとか、海外とインターネットで繋ぐとか、である。また、福島県内のすべての仮設住宅にペットとの共生スペースを確保すとか各自治体との調整が望まれる。さらに、長期の災害発生対策においてアニマルレスキュー隊創設やペットシッター育成事業などの対放射線政策と雇用促進政策も時代の要請になっているので検討すべきと思う。</p>	<p>震災以降、福島県は海外からも注目を集めておりますが、まずは県民への動物愛護の普及啓発が第一であると考えております。</p> <p>仮設住宅については、可能な限りペットの飼養を可能とするよう各市町村に対して要請をしておりますが、動物が苦手な住民もいることから、全ての仮設住宅でペット飼育可能とすることは困難です。</p> <p>災害発生時については、（公社）福島県獣医師会、中核市（郡山市、いわき市）、福島県動物愛護ボランティア</p>

		ア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、必要な救護活動を行います。
	一匹でも多く猫を救って下さい。メディアに取り上げてもらい、もっと世間に知らせるべきです。動物病院とかペットショップにも呼び掛けた方が良いでしょうと思います。	今後も引き続き譲渡事業を推進します。
	動物救護シェルターを動物愛護センターにすべきです。獣医師の資格を持った方が沢山職員にいらっしゃるわけですから、捕獲した猫を愛護センターで手術し、リターンしてあげるべきです。シェルターをとりこわすのはやめて下さい。お願いします。	現在も「福島県動物救護本部」が設置されており、被災動物の救護活動を行っていることから、原案のとおりとします。
	身近な行政市町村の単位での体制の整備が必須だと思います。意識改革も一般市民より先に必要かと思います。	市町村と連携しながら動物愛護行政を推進してまいります。

県内 45 件

県外 1 件